ストーカー行為

ストーカー行為とは？

特定の人またはその身近な人（配偶者や親族等）に対し、これらの10の行為を繰り返してすること
例として挙げる行為の内容はあくまで一例です。

つきまとい、待ち伏せ、押しかけ、うろつき
尾行されてつきまとわれる
自宅や**実際にいる場所の付近**に押し掛けられたりする

監視していると告げる
帰宅直後に「おかえりなさい」と電話が来る
あなたの行動・服装をメッセージや電話で告げられる

面会、交際等の要求
拒否しているのに面会や交際、復縁を求められる
贈り物を受け取るように要求される

著しく粗野又は乱暴な言動
大声で「バカヤロー」等の粗野な言葉を浴びせられる
家の前で車のクラクションをうるさくならされる

無言電話、連続した電話・メール・メッセージ・文書等
電話をかけてくるが何も告げない
拒否しているのに電話・メール・SNSのメッセージがくる

不快・嫌悪感を与えるものなどの送付
汚物や動物の死体など不快感や嫌悪感を与えるものを
自宅や職場に送り付けられる

名誉を傷つける行為
あなたの名誉を傷つける内容を告げられる
文章が届いたりインターネットに掲載される

性的しゅう恥心の侵害
わいせつ写真を送り付けられる
インターネットに掲載される

GPS機器等・紛失防止タグを用いて位置情報を取得する行為
アプリケーションを用いて、あなたのスマートフォンや紛失防止タグの位置情報を知られる

GPS機器・紛失防止タグを取り付ける行為等
あなたの車にGPS機器を取り付けられる、あなたの鞄に紛失防止タグをひそかに入れられる　等

※**赤字**は令和7年改正で追加された内容

ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する規制法）により、以下の罰則が科されます。

・ストーカー行為　⇒**１年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金**
・禁止命令等違反してストーカー行為　⇒**２年以下の拘禁刑又は２００万円以下の罰金**

被害を未然に防ぐために

- ✓ **嫌なことは、はっきり「嫌だ」と意思表示**
- ✓ **個人情報管理**
  例）GPS設定をオフにする　SNS更新を控える
  郵便物を捨てる際はシュレッダーにかける

被害を拡大させないために

- ✓ **警察への相談・被害届の提出**
  警察はあなたを守ることを最優先に考えます。
  申出に応じて、相手への警告や禁止命令を行ったり、処罰を求めることができます。
- ✓ **危険を感じたら避難を検討**

これだけはやっておこう！

- ✓ **ためらわず、まずは周りに相談！**
- ✓ **証拠（メール、写真、着信履歴など）を残しておく！**

詳しくは、
政府広報オンラインHPへ